

令和2年度第2回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
地域福祉基本計画策定・推進部会（議事録）

日時：令和2年9月14日（月）午後6時～
場所：大阪市役所地下1階 第11 共通会議室

1 開会

- ・委員紹介
- ・出席職員紹介

2 議事

次期「大阪市地域福祉基本計画」の策定について

（藤井部会長）

- ・前回の部会では、実態調査報告書の次期計画への反映について、委員の皆様にご意見をお伺いしていましたので、まずはその点について改めてお伺いしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

（伊藤課長）．

【資料1】に沿って実態調査報告書の計画案への記載状況について説明

（藤井部会長）

- ・ご質問、ご意見がございましたらご発言ください。

【質問、意見なし】

（藤井部会長）

- ・この間ずっと議論してきたので追加のご意見はないようです。それでは次に進みます。事務局から説明をお願いします。

（伊藤課長）

【資料2】に沿って計画案の修正点のうち、社会福祉法改正関連以外の項目について説明

（藤井部会長）

- ・修正点をご説明してもらいましたが、どうぞご意見をお願いします。

（田村委員）

- ・第2章の制度の動向のところで地域共生社会のことを整理し、その次に、現状のところでも各区の取り組みを中心に共生社会のことについて触れ、第3章では基本理念に触れているということで、地域共生社会のことについて、かなり、何度も触れられているのですが、基本的に同じような理念を確認する記載が続いています。
- ・新たな計画の中で、共生社会についてどのように取り組んでいくかに関して、その理念だけ

を追記したということでしょうか。

(藤井部会長)

- ・ 2つのご質問をされていると思います。社会福祉法改正で真正面に出てくる地域共生社会の推進について、①大阪市としてどういうふうに解釈をして計画の中に盛り込むのか、②それは理念の部分だけで書いているのか、それとも実体化する施策についても反映されているのか。

(伊藤課長)

- ・ この間、平成 27 年ぐらいから地域共生社会の実現に向けて、国の方でも改革工程を作って進められてきており、大阪市としても、その改革工程の方針に沿ってしっかり進めていかなければならないということで第 1 期計画に盛り込んでおり、そこについては第 2 期計画でも踏襲していきます。
- ・ 資料 1 では 57 ページ以降になりますが、第 1 期計画の作成以降、細かい社会福祉法改正があるなかで、大阪市としても、改めて国の社会福祉法の改正の方向性も見ながら、施策を進めていくという方向性はここでお示ししています。
- ・ また、第 3 章の方で、改めて社会福祉法改正に関する事項としてもご説明しないといけないのですが、84 ページ以降で施策の方向性について少し整理しています。
- ・ 改正社会福祉法に関して、地域共生社会をめざす国の考え方が一定整理されましたので、そこに併せて大阪市としてもこの計画の基本目標の表現を一定整理したうえで、引続き、地域共生社会をめざしていくというところを計画に書いていくという形で考えています。

(田村委員)

- ・ 国が共生社会という言葉を使い始め、あるいは自助、共助、公助という言葉を使う中で、大阪市では外国籍の方や要援護者の状況等、区によって非常に差がある中で、共生社会という言葉は非常に美しいわけですが、大阪市としてこの理念のもと、区の特性に応じて何をどう進めていくのかということと言うと、住まい、仕事、災害のこと等、本当に差があります。
- ・ そのことを考えたとき、第 4 章で各区の課題への取り組みについて書かれていますが、大阪市としては災害対策、権利擁護も含めて、現状をどう把握しているかというところが、何か割と国の施策のことはしっかりと書いていますが、大阪市らしさはどこを見たら書いてあるのかわからなかったのを確認しました。

(伊藤課長)

- ・ 田村委員がおっしゃったように、各区、非常に特色がある中で、我々としては地域福祉基本計画で共通する理念をしっかりと示していかないといけないという考えがありました。
- ・ その中で、78 ページに書いているような地域共生社会についても、今までは第 2 章等で引用している国の表現をそのまま抜き書きしていたのですが、改めて本計画の基本理念のところでも、地域共生社会というのはこういう社会をめざすものだ、という考えを書かせていただいています。
- ・ また、第 3 章の基本目標の中でも、今日的な課題と考えているところについては記載を厚くするという形で整理をしていっているところです。

(藤井部会長)

- ・ここは非常に重要です。国の言う地域共生社会を理念レベルでどう書くか、大阪市なりの地域共生社会は何だということ、そして、それが施策に落ちているのかということ。
- ・理念的には、78 ページ以降、人権尊重の視点、住民主体の地域づくりの視点、ソーシャルインクルージョンの視点、福祉コミュニティ形成の視点、それと多様な主体の協働の視点という、5つの大切な視点が書かれています。この5つの大切な視点そのものが、大阪市では地域共生社会を構成する考え方となっていて、そこは良いのではないかと思います。人権尊重を先に出した考え方として、そういう判断を私自身はしています。
- ・ただ、私個人的には、先ほどの実態のところで言うと、それは権利擁護であるとか、生活困窮の問題の対策強化等出てきますが、共生というのは差別、偏見と反対の社会参加ですから、そういう意味では、現在作成中の大阪市の障がい福祉計画がその社会参加の実態であって、そことどう連携してこの地域福祉基本計画ができていくのかというところが一番気になると思います。

(伊藤課長)

- ・障がい福祉計画についても現在策定中で、まだ案を作っている状況であると認識しています。計画自体のご紹介は11 ページ以降に、今はまだ更新予定ということになっていますが書かせていただいております。
- ・当然、こういった計画に横串を刺すような地域福祉基本計画となっておりますので、各計画の動向はそれぞれ見ながら、必要な対応はしていく必要があると考えておりますし、基本的には現行の計画を見ながら策定作業は進めております。

(藤井部会長)

- ・他、いかがでしょうか。

(野村委員)

- ・A3の資料の1 ページ目の1 番上のところの4 段落目で、「また、令和2年には新型コロナウイルス…」、というふうにあって、その2 行目で「それまでの生活スタイルや人々の考え方も変化しました」という記載があるのですが、ライフスタイルが変化したというのは、これはもう行動変容を求められましたので、消費行動も含めてライフスタイルが変わったということは理解できたのですが、考え方というのが何に対する考え方が変わったということを表しているのか、ちょっとわからなかったのです。
- ・生活意識等であればわかるのですが、人々の考え方まで変化したのかどうかというところがですね、何の考え方が変化したのかということをお伺いできればと思います。

(伊藤課長)

- ・今、野村委員がおっしゃったような、今まで当たり前だと思っていた生活スタイル自体に関するものの見方というか、そういったところで考え方が変わっていったというところを書いていたつもりではあるのですが、少しわかり辛いですか。

(野村委員)

- ・従来、当たり前として捉えてきた生活に対する考え方が、新型コロナウイルスというものが出来たことによって一定程度変わった、考え方が変わったということであればわかります。ただ、新型コロナウイルスによって考え方まで変化したと言い切れるかなというところで質

問してみました。

- ・例えば、生活スタイルや人々の生活への意識という程度だったら良いかと思うので、また検討いただければと思います。

(藤井部会長)

- ・これは結構重要なところです。例えば地域福祉の関係で言うと、ソーシャル ディスタンスが必要だからそんなに繋がらなくてもいいとか、距離を置いてみんな付き合いましょうという考え方に变化したのか。
- ・人間の本質っていうのはそんなに変わるものではないとすれば、誤解を与えそうな表現になってしまう、そういうご意見でしょうか。細かいですが、そういう指摘が入りそうな表現なので削除しましょうか。いかがですか。

(所委員)

- ・变化したっていうことの確証がないというご意見かと思います。「影響を与えた」だったら大丈夫かと思います。全く何も影響はなかったかというのと影響はあったかと思えます。それぞれの人によって違うと思いますが。

(藤井部会長)

- ・将来の変化が加速するというのは災害の特徴ですので、そういう意味での影響はあると思います。将来 10 年、20 年かけて変化することが一挙に 5、6 年でっていうのはあるでしょうね。その点、またご検討ください。
- ・他にいかがでしょうか。

(鳥屋委員)

- ・今回の計画案で支援会議のこと等、詳しく説明が入ったと思うのですが、あと子供のところで、大阪市のこどもサポートネットについて、104 ページから 108 ページあたりの図のところなんですけれど。
- ・相談支援体制の充実のところ、(5)の各区における支援課題の解決をめざした地域づくりで、取り組みの方向性として 105 ページに「大阪市こどもサポートネットの充実を図ります」と記載されているのですが、こどもサポートネットの設置の説明が 108 ページに図であるのですが、図だけがボンと飛び出るような形になっているように見えるのですが、この図だけでいいのか、もう少し新たな制度としての記載が要らないのか、あるいは要対協のこと等あまりどこにも出てこないかと思うのですが。
- ・この辺り、何かもう少し相談支援体制の充実、取り組みの方向性の中等にも記載する必要があるのではないかと感じました。

(伊藤課長)

- ・107 ページの表の一番下に、こどもサポートネットの構築ということで事業の説明はさせていただいておまして。こちらは元々モデル事業でやっていたものを今年度から全区展開ということで、それに合わせて大阪市内で進めていく事業として修正・補記しております。
- ・地域福祉基本計画ということもありまして、今、要対協というお話もありましたが、個別の要対協ですとか地域ケア会議ですとか、それぞれの法定の会議についてはあえて特出しでは書いておりません。こどもサポートネットや総合的な相談支援の充実の「つながる場」のよ

うに、大阪市独自の取組みを記載しております。

(藤井部会長)

- ・他、いかがでしょうか。
- ・それでは先に進みたいと思います。社会福祉法改正に関する項目について事務局から説明をお願いします。

(伊藤課長)

【資料2】に沿って計画案の修正点のうち、社会福祉法改正関連の項目について説明

(藤井部会長)

- ・ご質問、ご意見をお願いします。

(所委員)

- ・資料1の115ページのところですが、タイトルが「社会参加の考え方」で良いのか、「社会参加支援の考え方」の方が良いのか、今読み返していて思っていたところです。
- ・内容が社会参加そのものについて塗り替えているかということ、どちらかということ参加支援のことになっていて、記載内容としてはそれで良いのですがタイトルとして良いのかと思いました。

(藤井部会長)

- ・中身は良いけど、表題が「社会参加」なのか「社会参加支援」なのか、はたまた「社会参加の確保」が良いのか、いかがでしょうか。

(伊藤課長)

- ・我々事務局も悩んだところでして、今の国の社会福祉法改正による参加支援というのが抽象的な概念でありまして、どういうふうに言うかと誤解なく、広くここに書かせていただくようなことを表現するフレーズとして良いのかってところが悩んだところです。それで、今はこういうふうになっているところです。ご意見をいただければと思います。

(藤井部会長)

- ・いかがですか。ここも結構重要で、私自身も少しこだわっているところです。今回、出口が社会参加支援ということで。社会福祉の目的そのものがやっぱり社会参加ですから。
- ・そういう意味では、国の紐づけの事業の狭さではなくて、ちゃんと広い意味での社会参加の概念を入れないといけないし、法改正の趣旨は社会参加の確保ですから、そっちの方は広い概念で示されているわけです。あらゆる分野に社会に参加することを確保すると法律上は書かれているわけです。
- ・この実態がどんな事業を体系化したらそれが見えてくるかは見えませんが、ここを押さえておかないと難しい。むしろ抑えることによって今後実体化させていく一つの土台にしていくことができます。「社会参加の促進」でもいいです。
- ・何かご意見や良いアイデアがありますか。

(所委員)

- ・考え方という表現は何か解説的かと思うところも正直あって。例えば、支援であれば支援であるとか、促進であれば促進である等の方が良いのかと思います。

(藤井部会長)

- ・そういう考え方に基づいて事務局でご検討いただけますか。
- ・他にいかがでしょうか。

(田村委員)

- ・今の話に繋がるかもしれないのですが、資料1の94ページの「地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」というところで、冒頭で「現状と課題」の記載があり、その最後の方に「各区では、様々な機会を通じて区内の多様な主体とのネットワークを強化するとともに、現在行っている、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業の活用を促進するなど、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進する取組みが必要です。」と記載されています。
- ・このことを具体的に記載した「(2) 社会資源の有効活用」のところでは、「取り組みの方向性」ということで、整理・分類して記載していると思うのですが、この「(1) 多様な主体の参画と協働」についての「取り組みの方向性」が特段ないことについては、どう理解すれば良いのでしょうか。

(伊藤課長)

- ・我々としては、最後のこの「取り組みの方向性」の1点目が(1)と(2)を横断するような意味合いで書いています。

(藤井部会長)

- ・「現状と課題」の中に(1)、(2)それぞれの内容が含まれるということですか。

(伊藤課長)

- ・そういうことです。

(田村委員)

- ・そうであれば、この「多様な主体」の「取り組みの方向性」の記載については、社会福祉法人さんの地域社会への貢献活動以外に、マッチングやコーディネート、研修、啓発等しか記載がないのですが、115ページの内容を踏まえると、これまでと同じ居場所や持ち場、役割ではなくて、もっと多様になっていかざるを得ないのではないかと思います。
- ・今まではAとBとC、それぞれの役割を担う人とマッチングするだけで良かったかもしれませんが、そのAを1人で担うとか、A、B、Cで選んでその役割を担うということだけではなくて、もっと細分化して役割を担うというような選択肢も含めて、今後、役割の方ももっと多様にならざるを得ないという意味では、この「取り組みの方向性」に書かれているマッチングやコーディネートというのは、そこまでしてもらえるのかどうなのかが、さらっと書いてあるのでよくわかりません。
- ・今、この住民の方のバランスや多様性を踏まえると、もう少しそこを具体的に示してもらえると、何か安心する計画になるかと思いましたので、この(1)と(2)に別々の取り組みがあった方が、より具体的になるかと思って確認させてもらいました。

(藤井部会長)

- ・ 補足的なご意見等ございますか。

(所委員)

- ・ 多様な主体の参画を促していく、協働・推進していくという記載のところで、その後に続く地域福祉のコーディネートももちろんですが、情報発信や研修・啓発等すべてだと思うのですが、こういったことをするにあたって、その多様な主体と言われる人たちの活動ニーズをきちんと掴んだうえでの情報提供、マッチング、コーディネートとなっているか、そういった要素を書き込んでもらえるのでしょうか。

(藤井部会長)

- ・ この記述については、マルチパートナーシップということで企業等も含めて地域を支える提供主体というか実施主体のことが書かれています。
- ・ ただ、ここに当事者が地域を支えるとか、住民が地域を支えて多様な参画をしていくといった視点がないので、そのことの指摘ですね。
- ・ 社会参加ですから、その「人」たちが主役だと。その「人」たちが主役になって地域をこの「人」らと共に支えるという。そこの文言や考え方をもう少し挿入した方が良いのではないかと、ということですね。

(伊藤課長)

- ・ 少しずれてしまうかもしれませんが、88 ページからの「1 住民主体の地域課題の解決力強化」というところで、その住民自身での支え合いですとか、助け合いですとか、また 89 ページにあるような、住民の身近な生活圏域である小地域で色々取り組まれている部分ですね、住民が自ら様々な地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいることについて、これも当然推進していかなければならないという記載にしていると考えておりますが、もう少し、「2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」の方にも整理が必要でしょうか。

(田村委員)

- ・ ご説明されたところについてはもちろん承知していますが、書きぶりが従前のままです。
- ・ 今後を踏まえて考えたときに、一住民の方がどういう背景であったとしても積極的に持ち場や役割を担っていくということと、その多様性ということについて、従前の書きぶりで本当に足りるのか。
- ・ 今後、共生社会と言われるところで、自ら発信ができないとか、あるいは部分的には担えるとかいうことについて、「それだけでは足りないからもっとやってもらうのが通常だ」というように役割を示されたときに、うまくそこで参加しようとか、役割を担おうと思っても、うまくマッチングできないというようなことが、今後、また生まれていくだろうと思う中で、もう少し書きぶりを加筆した方が丁寧で、今後の色んな多様性にマッチするので、計画的には安心感が出てくるのではないかと思います。

(伊藤課長)

- ・ 88 ページ、89 ページの記載について、田村委員のご指摘のように多様性の部分など、もう少し進んだ記載ができないかということかと思います。事務局の方でご意見を踏まえた記載が

できないものか、もう一度考えてみようと思いますが、もし記載の仕方等についてご意見等ございましたら教えていただけると幸いです。

(所委員)

- ・記載の仕方ではないのですが、議論しているところについて、どのような指標で評価していくことになるのかを考えると、今の「計画の指標」の項目では不足しているように思いますが、計画上列挙している指標だけで評価するわけではないということでしょうか。
- ・具体的には、86 ページの上の方の評価指標ですが、NPO法人の数等だけになると、マルチパートナーシップというのは色んな人たちが当事者性を持って協働して取り組んでいくことなので、もっと幅広い視点で評価していく必要があると思います。

(藤井部会長)

- ・田村委員のご意見について、私も正確に理解できているかというところ難しいところだけれど、本質的なところですよ。
- ・例えば、仕事と生きがいづくりについて何が何でも仕事をしないといけないという、就労支援のような自立支援の方に議論が行くと、しんどい話になります。これも先ほどのところで言うと、地域福祉活動への参加はしないといけないものという義務的な話になってしまう。これは担い手の話になりますよね。
- ・そこまで行かなくても、先ほどのようなちょっとした人間の生き合い方とか、そういうものも含めて、もう少し多様性のあるところなのかなと。それは何か事業化しづらい、指標化もしづらいことから、ちょっと考え方の部分だけでも、まずは書いておかないといけない。
- ・それこそ、先ほどのことでそのことをやるというのは、社会包摂とかハードの政策も含めて、ノーマライゼーション戦略のような、各分野で社会参加をどう考えるかとか、そこまで行ってしまうので、今のところは「断らない相談支援」と「地域づくり」の真ん中に「参加支援」が出てきたことがまさにそうで、そういうステージになってきているので、そのところの表現を考えないといけないですね。
- ・少しバランスが悪くなるかもしれませんが再掲しておくとか、地域福祉活動以外にもいわゆる社会参加とか居場所等を関連付けて、何か文言を修正できる部分があれば、そこに一步近寄ったものにできれば良いかと思います。
- ・施策化については、今すぐには単独計画の中では出てこないものですので、今のところ事務局に預けてよろしいですか。何かアイデアがありましたら後ほどお伝えください。
- ・はい、それではどうぞ他のご質問をどうぞ。

(浅野委員)

- ・資料1の128ページのところですが、(2)の取り組み目標の②のところ、アシスタントワーカーに関する記載があり、ここに「これまで福祉専門職が担ってきた業務のうち、専門性を必要としない周辺業務」と書いてあり、続けてその文章に係るところに、「新たな人材の確保にも繋がります」と書いてあるのですが、この周辺業務に専門性を必要としないというのは市民の方に誤解を招く文言だと思うので、もう一度、少し考えていただきたい。

(藤井部会長)

- ・どのように考えればよいのでしょうか。

(浅野委員)

- ・別途会議でもお伝えしているのですが、例えば、看護助手の場合は完全に業務独占業務なので、無資格者がいくら看護助手をしても看護師にはなれないということがあります。介護福祉士の場合は名称独占業務なので、この「専門性を必要としない業務であって」という業務を切り分けるような表現について、別のところで専門性について高中低と書いてあるのですが、その専門性の低い業務が必ずしも専門性を必要としないかどうかというところで議論がありますので、読み方や人の見方によって受け取り方が変わることをないよう書きぶりを考えてもらいたいと思います。

(藤井部会長)

- ・もし、今、思い付く具体的な修正事項があれば事務局も考えやすいと思うのですが、それはいかがですか。

(所委員)

- ・「高度な専門性は必要としない」としてはどうでしょうか。レベルの違いはあるが専門性はあるということ。

(浅野委員)

- ・要するに、最終的に施設の裁量により、実務経験について介護福祉士の将来的な実務経験を入れるかどうか話し合っており、業務の切り分けというところを話し合っているのですが、今の段階では断定的な表現は避けておいた方が良いでしょう。専門性を必要としないという表現は避けていただきたい。

(藤井部会長)

- ・今のご意見の「業務」のうち、「周辺業務を担当する」というだけ文言残す、単純に言えばそういうことですか。

(浅野委員)

- ・専門性を必要としないという記載が今ここに必要かという、必要ないと思うのです。大阪市としては、参入しやすいという形の表現にしたいのだと思いますが。
- ・誰もが参入しやすく、無資格の方でも福祉の仕事に従事していただけますよ、というところを言語化することの方が良いと思います。

(藤井部会長)

- ・何かこれに対してご意見ございますか。

(松井課長代理)

- ・浅野委員からご指摘のあったところは、今年度からモデルで始めた事業でありまして、検討会議の中でも色々ご意見等頂いているところでして、表現につきましては、改めまして、いただいたご意見を踏まえて検討させていただければと考えております。

(藤井部会長)

- ・またご相談いただいて。よろしいですか。
- ・他にいかがでしょうか。

(佐藤委員)

- ・57 ページから「国の動向を踏まえて大阪市の方針」とありますが、58 ページ以降、「複合課題に対する包括的な相談体制の構築」や「地域の丸ごとつながりの強化」、それから「地域を基盤とする包括的支援の強化」というところで、一番下のところに「生活困窮者自立支援制度を通じ、本人の状況ニーズに応じた支援や社会資源の開発などの地域づくりに取り組んでいきます」という同じ文言が3つ並ぶんですけれども。全体通じて、生活困窮者自立支援制度のことに多く触れていただいて有難いと思うのですが、具体的にもう少し、例えば地域の丸ごと繋がり強化と言うのであれば具体的にどういったことを指すのか等、そういった記載を追記していただくと読み手の側、事業を実施する側としてももう少しわかりやすいかと思います。

(伊藤課長)

- ・事務局案としましては、生困制度が担っている一般的な表現として書かせていただけていますが、佐藤委員がご指摘いただいたように、もう少し具体的なところで記載のご意見等いただければ検討してみたいと考えております。
- ・地域の色々な社会資源等につきましては、生困制度だけではなく、上の方に抽象的に書いているのでわかり辛いのですが、社協さんの取り組みや地域づくり等もあるのですが、今までの計画に生活困窮のことが書かれていなかったということがありましたので、今回は追記させていただいているところです。
- ・もし、表現について、今おっしゃっていただいたようなところがありましたら表現は考えてみたいと思います。

(藤井部会長)

他いかがでしょうか。はいどうぞ。

(種継委員)

- ・117 ページの「各区の共通する課題」の「総合的な相談支援体制の充実」というところで、この相談支援というのが横断的に実施されてきて、我々の地域包括支援センターで相談業務をしているのですが、この間、非常に幅広く取り組みをしていただけており、これが令和元年度から全区展開したということで72 ページの「具体的な進捗状況」や、117 ページでも具体的な内容に触れていただいています。
- ・ただ、もう少し具体的に実質のことや内容について、相談支援体制が具体的に対応した実施回数や、繋がる場から発信できた新たな出来事とか、参加の機会が増えた等、見守り支援体制が充実した部分があれば追記いただけたら、これからの指標にもなって良いと思います。

(伊藤課長)

- ・実施回数等につきましては、各区の実情に応じて実施しているところもありますので、どこまで記載できるかというのはありますが、ご意見をいただきましたので、今、全区展開して取り込んでいる事業ですので、その変化といいますか、もうちょっと記載について充実できるような部分がないかどうかについて、事務局としてもう一度考えてみたいと思います。

(藤井部会長)

- ・ よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

(川上委員)

- ・ 資料 1 の 48 ページの色々な虐待通報等の統計について、大阪市の児童相談所やこども相談センターが各方面で今までの形でなく、色々な方法で数が増えてきているのですが、その辺の経緯が全然書かれてないのと、この相談というのは家庭で各問題が起きたときにこども相談センターに通報されるケースが大変多いのに全くこの数字的に見えてこないところがありますので、そのあたりを掲載すればより具体的に状況が把握できます。

(藤井部会長)

- ・ ご検討いただきましょうか。ページ数の制限や色々なバランスがございますが、事務局はご指摘を受け止めてご検討ください。
- ・ 他いかがでしょうか。

(野村委員)

- ・ 資料 1 の 29 ページの⑤生活困窮者自立支援制度の実施状況のところの 3 段落目ですが、今回、住居確保給付金の申請件数が急増しているということで、第二のセーフティーネットの役割だけで良いのかということではなくて、やはり生活においては安心できる住まいというのが非常に重要ですので、「住宅確保給付金の申請件数が急増し」の後に「住まいへの支援の重要性」と追記することについてご検討いただければと思います。
- ・ もう一点が、同じページの「相談によって確認された課題」という表ですが、「障がい」が課題かということではなくて、もしかすると経済的困窮の背景に障がいということがあって、その障がいに対してきちんと何らかの支援をしなければ、経済的困窮の状態が改善しないのであれば、解決する課題の中に含まれるかもしれないのですが、どうしてもこうやって表になってしまうと障がいということが課題と受け取られる誤解を生むのではないかと思います。
- ・ ただこれは、自立相談支援機関の帳票に「障がい」という項目がありますので、このような書き方しかできないのかもしれないのですが、もしこれが本人の相談したいことが「障がい」ということでチェックがあったということであれば、「確認された課題」ということよりは、「本人の相談事項として障がいというものがあった」となるかと思います。
- ・ ただ、自立相談支援機関で確認された課題でも「障がい」というチェックをされており、この表は変えようがないと思うのですが、そういう意見としてお伝えさせていただきました。

(藤井部会長)

- ・ 最初のご指摘のところは認識の問題ですので、そうした方がいいかもしれないですね。下のところは統計なので今後の改善課題ですね。
- ・ 他いかがでしょうか。だいたい出ましたか。
- ・ 1 つだけ私から皆さんにご意見をお伺いしたいことがあります。
84 ページの「計画の体系」の目標 2 で表現を今回変えまして、「受け止めて寄り添う相談支援体制の確立」のところで、「寄り添う」という言葉を使うことが妥当なのかどうか、少し気に

なっています。

(野村先生)

- ・総合相談ということだと思います。総合相談は対象者を選別しないということと伴走型支援ですので、そういったニュアンスをここに入れたいですね。その表現として寄り添うというのはどうでしょうか。。。

(田村委員)

- ・寄り添うというか、ワンストップということで行くと、どの機関のどの支援者がインテークの中でご本人にとって一番良い相談者かということについては、おそらく問題の中身等で変わっていくことがあると思います。
- ・地域の中でそのときに最適な支援者やチームをどう作っていくかということがあると思いますので、寄り添うという言葉のニュアンスは、イメージそれぞれだと思うのですが、ある1人の相談者がずっと寄り添うってということとは少しニュアンスが違うと思います。
- ・地域の中で排除しないできちっと支援していくという意味では、あちこちで出てるチームという考え方だとすれば、ある特定の人が寄り添うというのとは少しニュアンスが違うと思います。各ステージでゴールの達成も違いますので、そういう意味では寄り添うというのは違和感があります。

(種継委員)

- ・この間、相談の窓口というのが非常に多様性といいますか、複雑になってきております。我々も総合相談、インテーク、受けさせていただく中で引き継ぐことも多々あるのですが、寄り添うというのはどうでしょう。受け止めて、個別援助になりますとご本人さんの思いに「近づいて」ということになるのですが。
- ・受け止めて、「引き寄せる」じゃないですけど、いろんな方々に協働していく、相談事が自分たちじゃなくて、きちっと「地域の相談なのだ」ということで、まず一旦受け止めて、ここは大丈夫だと思うのです、その次ですね、寄り添うっていうと一人称にイメージがいつてしまうというのはあるかもしれません。
- ・目標の意図といいますか、そこによっても表現が変わってくると思います。

(佐藤委員)

- ・相談者の方にご説明するときに「寄り添う」という言葉は使うことが少なく、どちらかというと「一緒に考える」とか。「共に何か答えを探していく」というような言い方をすることが多いので…。
- ・だからと言って、寄り添うという言葉が駄目かとなると別にそうでもないような、そんな中途半端なニュアンスですけど、そんな感じです。

(藤井部会長)

- ・事務局はなぜこの言葉を使おうとしたのでしょうか。

(伊藤課長)

- ・元々ですね、まず受け止めるのは相談支援機関なのでそうだろうというのがあり、それを受け止めるだけではなく、次につなぐということのニュアンスが必要だろうと考えました。

- ・ただ、つなげるっていう言葉にしてしまうと、単にパスしてしまうというふう聞こえるかという懸念があり、国の方が参加支援のところでも「寄り添って、つなげる」という言い方をしていたので、そこから「寄り添う」という表現を採用しました。ですから一人称のニュアンスは意図していなかったところです。
- ・様々な相談支援機関なり受け止めた側として、受け止めたうえでその方を地域の中にもう一度、居場所や持ち場があるような状態にまでもっていくようなところの過程を表現できる言葉がないものかと、そういう意図をもって書いたのがこの寄り添うという言葉になっております。

(藤井部会長)

- ・「寄り添う」っていう言葉はケアに使われる言葉です。ケアに近い相談支援が伴走型支援です。
- ・だからソーシャルワークにおける相談支援と伴走型支援そのものが、全てイコールっていう論議になると物凄い物議を醸し出すから、この寄り添いもそういう意味での指摘も出てくる。計画を見たとき、そういう意見が出てきそうだと思います。
- ・相談支援の中で、今の引きこもりとかそういう人たちにはケアに近い寄り添い型の伴走型支援が必要だというのはわかるのですが、それを全てイコールで相談支援としてしまうと、おそらく他の相談支援機関から批判が来るかもしれない。そういう気がしました。
- ・何か良い言葉がございますか。

(野村委員)

- ・基本目標1、2について、とりわけ1の方は「個を支える地域をつくる」ということで、基本目標2は「地域で個を支える」ということだと思うのですが、そう考えたときに、「寄り添う」だとそういうニュアンスが伝わり辛いと思います。

(伊藤課長)

- ・いただいたご意見を踏まえて再検討させていただきます。

(藤井部会長)

- ・総合相談の方に引き寄せるのであれば、野暮ったい言葉ですが「受け止めて漏れのない相談支援」とか、そのあたりの表現で止めておいて、その中にソーシャルワークなど伴走型の支援も多様にあるという理解だとあまり違和感がないかもしれません。制度の狭間の漏れを作らないということを強調する方が良いですね。
- ・端的に「総合相談支援」と言っても良いのかもしれません、上の表現に比べて堅くなりますが。またご検討ください。
- ・他いかがでしょうか。だいたい出揃いましたでしょうか。
- ・本日も多くのご意見をいただきまして、冒頭にお伝えしましたとおり、調整が残ってしまったものについては事務局と私で擦り合わせの上で部会案を取りまとめさせていただきたいと思いますのでご了解をお願いします。
- ・今、過渡期の計画で連続性を持ちながら、今日のように少しずつ参加支援の考え方など難解で重要なところに差し掛かっているところですが、まだまだ不十分なところも当然ありますし、上の分科会に上げますとまた色々出てくるかと思いますが、皆様のご協力を得まして、

一応、案をまとめさせていただいたことにします。

- ・ それでは本日の議事は全て終了しましたので進行を事務局にお返しします。